

第5章 文化財の保存・活用の措置

第4章で示した文化財の保存・活用に関する5つの方向性（下記）及び方針に基づき、実施すべき措置を設定する。

- 方向性1：文化財を知るために、様々な調査を行う
- 方向性2：未指定を含め文化財を守り生かす
- 方向性3：文化財を災害等から守る
- 方向性4：文化財を総合的・一体的に保存・活用する
- 方向性5：文化財をみんなで支え、未来につなぐ

措置の設定にあたっては、主体、時期について方向づけを行うとともに、費用が必要なものについては、財源の確保に努める。

【措置の主体】

本計画の措置の多くは、文化財の所有者等や地域（住民・団体）の理解と協力、さらに、措置を実施するには所有者等や地域の支援・参加、本町との連携、つまり地域ぐるみで取り組むことが重要となる。

こうしたことを前提とする中で、措置は本町が責任を持って実施するよう努める。

【実施の時期・期間】

本計画の計画期間は、令和6年度(2024)から令和15年度(2033)の10年間である。

この計画期間を前期（3年間）、中期（3年間）、後期（4年間）に分け、各措置の実施時期を設定する。

- 前期（3年間）：令和6年度(2024)～令和8年度(2026)
- 中期（3年間）：令和9年度(2027)～令和11年度(2029)
- 後期（4年間）：令和12年度(2030)～令和15年度(2033)

前期においては、本計画のもとに、これまでの措置を継続・拡充するとともに、優先度の高い実現可能な新たな措置に着手する。

中期においては、前期の措置を継続・拡充するものに加え、前期では実施が難しい又は時期的に中期に行うべき新たな措置の実施を目指す。

後期においては、中期に準じた対応を行うとともに、次期計画での具体化を意図した検討・調整も行う。

今後、各措置の実施に向けては、必要に応じて文化財やそれを取り巻く環境、及び住民・地域団体や学識経験者等の意見を把握しながら、より詳細な措置の内容や実施時期（実施年度）を検討し、第6次熊野町総合計画を構成する実施計画に位置づける。

【財源】

財源については、適宜、国・県と協議しつつ、担当課での予算の立案及び庁内における調整のもとに確保に努める。

財源には、国（文化庁、他の省庁及びそれらの関係機関：国庫補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等）、県（県費補助金）及び一般財源が柱となる。加えて、ふるさと納税、クラウドファンディング、その他の寄附による財源確保も考えられる。

この他、住民・地域団体の活動に関しては、民間の助成団体による助成金等もあり、必要に応じて、情報提供を行う。

一方、厳しい財政状況のもと、措置の実施年度の変更や期間の延長、措置の内容の調整等が生じることも想定され、地方自治法に規定されている「最少の経費で最大の効果をあ

げる」という理念、及びPDCAサイクルに即して、必要に応じて措置の見直しを行いつつ、実施を目指すこととする。

措置の構成について…「方向性1：文化財を知るために、様々な調査を行う」に関する措置一覧をモデルに説明

第4章で設定した「方針」を記している。

措置の番号は「方向性」-「方針」-「措置」の順番としている。
「継続、拡充、新規」で措置を区分している。

前：前期（令和6年度～8年度）
中：中期（令和9年度～11年度）
後：後期（令和12年度～15年度）
※線は実施時期等

所有：所有者等
地域：住民・地域団体、関係団体、民間企業等
町：熊野町・熊野町教育委員会
◎：措置の主体（町）
取組の主体（所有者、住民・地域団体、関係団体等）
○：措置の支援・協力

方針	措置	措置の主体等			実施の時期		
		所有	地域	町	前	中	後
(1)住民参加による文化財把握調査の持続的な展開	1-1-1 住民調査員による文化財把握調査の実施 (5-1-1 との一体的な取組) ※措置の説明…新規	◎	◎	◎	—	—	—
	1-1-2 文化財に関する情報受付・相談窓口の充実…拡充	○	○	◎	—	—	—
○○○	□-□-□	○	◎	◎
	◇-◇-◇	◎	○	◎	—	—	—

※計画期間 実線（黒）：実施予定
破線：実施を検討又は積み残した措置への対応

第1節「方向性1：文化財を知るために、様々な調査を行う」に関する措置

本節では、第4章第2節「1「方向性1：文化財を知るために、様々な調査を行う」に関する課題と方針」で示した方針ごとに措置を設定する。

なお、本節は文化財保護法第183条の3第2項第3号関係「当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項」等に関する措置である。

表5-1 「方向性1：文化財を知るために、様々な調査を行う」に関する措置一覧 (1/2)

方針	措置	措置の主体等			実施の時期		
		所有	地域	町	前	中	後
(1)住民参加による文化財把握調査の持続的な展開	1-1-1 住民調査員等による文化財把握調査の実施(5-1-1との一体的な取組)…新規 未指定文化財を把握するため、地域住民を中心とした住民調査員の参加を得ながら、把握調査を持続的に進める。 特に、把握数の少ない古文書等の有形文化財(美術工芸品)、及び有形・無形の民俗文化財等の把握調査を重点的に行う。また、動植物については、既往調査にあげられているものが、実際に生息・生育しているかの確認にも留意する。 ※地域調査員による文化財把握調査の仕組み・体制づくりは「5-1-1」に記載	◎	◎	◎			
	1-1-2 文化財に関する情報受付・相談窓口の充実…拡充 住民による文化財情報(発見、毀損・滅失、管理状況等)を受け付けたり、文化財の保存・活用の相談に対応したりする職員の配置及び資質の向上を図り、窓口の拡充を図る。	○	○	◎			
(2)専門的な文化財調査の計画的な実施	1-2-1 古文書等の調査の実施…新規 学識経験者等の協力・支援及び参加を得ながら、町内に所在する古文書等の把握と計画的な解説に努める。	○		◎			…
	1-2-2 茅葺き民家等の調査の実施…新規 茅葺き民家等(かぶせ屋根を含む)の分布状況(既往調査)を踏まえ、学識経験者等の協力・支援及び参加を得ながら、有形文化財としての専門的な調査に努める。	○		◎			…
	1-2-3 文化財の類型別調査の計画的な実施…拡充 古文書や茅葺き民家以外についても、文化財把握調査等を通じて、更なる詳細な価値把握等の必要性が生じた場合には、学識経験者等の協力を得ながら、専門的な調査に取り組む。 未指定文化財については指定・登録を考慮した調査を検討する。	○		◎			

表 5-1 「方向性 1：文化財を知るために、様々な調査を行う」に関する措置一覧 (2/2)

方針	措置	措置の主体等			実施の時期		
		所有	地域	町	前	中	後
(3) 調査成果の整理と公開	1-3-1 文化財のデータベース化 (把握調査、専門的調査等) …新規 把握調査や専門的調査等の成果については、適宜、精査を行いつつ、データベース化を図る。			◎			
	1-3-2 調査成果に関する説明会・見学会等の実施と情報公開…拡充 専門的な調査等を行った場合には、原則、その成果等について、説明会・見学会等の開催、及び広報等を通じた情報公開を行う。	○	○	◎			

第2節「方向性2：未指定を含め文化財を守り生かす」に関する措置

本節では、第4章第2節「2「方向性2：未指定を含め文化財を守り生かす」に関する課題と方針」で示した方針ごとに措置を設定する。

なお、本節は文化財保護法第183条の3第2項第2号関係「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容」に関する措置である。

表5-2 「方向性2：未指定を含め文化財を守り生かす」に関する措置一覧 (1/3)

方針	措置	措置の主体等			実施の時期		
		所有	地域	町	前	中	後
(1)文化財に関する啓発や学習・体験機会の充実	2-1-1 文化財(保護)に関する啓発や情報提供…継続 文化財(保護)に関する情報提供・啓発を、住民に加え来訪者等も対象として、町ホームページや広報、文化財めぐり等、様々な機会を通じて行う。	○	○	◎			
	2-1-2 文化財マップの作成…新規 文化財の周知・学習や探訪(周遊)等につながる文化財マップの作成を図る。	○	○	◎		
	2-1-3 文化財を生かしたふるさと教育の推進(学校教育)…継続 ふるさと教育(学校教育)において、筆の郷工房や筆の事業所の見学、文化財めぐりなど、文化財を体験・学習する機会の確保・充実に努める。 その中では、伝統工芸士や歴史に詳しい地域の人材から、文化財について学ぶ機会の確保に努める。	○	○	◎			
	2-1-4 副読本『ふるさと熊野』の更新→ふるさと教育での活用…継続 熊野町小学校社会科副読本編集委員会により『ふるさと熊野』を作成し、定期的に更新しており、更新時期においては、文化財の把握調査・専門的な調査の成果等の反映に努める。	○	○	◎			
	2-1-5 学校給食における郷土の食材・料理(食文化)の提供…継続 学校給食において、本町で生産される食材の活用や伝統的な料理(食文化)の提供に努めるとともに、そのことを子どもたちに周知する。	○	◎	◎			
	2-1-6 “筆の都”講座(歴史と自然等:講演会・勉強会~くまの大学(仮称)~)の開催…拡充 これまでの勉強会等の取組を生かしながら、本町の歴史と自然等(文化財)に関する講演会・勉強会の充実に努める。	○	○	◎		
	2-1-7 文化財めぐりや体験機会等の確保…拡充 学識経験者や関係団体等と連携しながら、自然体験の機会や文化財めぐりの確保・充実に努める。 学校教育と社会教育等の連携を図りつつ、子どもたちを含めた参加の機会を確保する。 観光面を含めた体験機会の確保に努める。	○	◎	◎			

表 5-2 「方向性 2：未指定を含め文化財を守り生かす」に関する措置一覧

(2/3)

方針	措置	措置の主体等			実施の時期		
		所有	地域	町	前	中	後
(2)文化財を保存・活用する担い手・団体の確保・育成	2-2-1 民俗芸能等の保存団体の支援…継続 町指定の無形の民俗文化財「榊山神社神楽踊り」(団体)の財政的、情報提供等の支援を行う。 その他、未指定の民俗芸能等の団体の支援について検討する。	○	○	◎			
	2-2-2 文化財の保存・活用の知識・技術等を有する人材の育成…新規 文化財の所有者、住民等を対象に、文化財の扱いや留意点、保存・活用技術等を学び・体験する講習会・勉強会等の開催に取り組む。	○	○	◎			
	2-2-3 文化財の保存・活用に取り組む団体の支援…継続 民俗芸能の保持団体だけでなく、熊野町郷土史研究会や坊田かずまの会等、文化財の調査や保存管理(周辺環境の清掃美化を含む)及び活用に取り組む団体に対して、財政的、情報提供等の支援に努める。	○	○	◎			
(3)文化財の保存に向けた法的措置と保存管理への対応	2-3-1 文化財の指定・登録及び保存・活用への対応…継続 文化財の専門的な調査の成果等を踏まえ、文化財の指定・登録に適宜、取り組むとともに、指定・登録を契機に、文化財の所有者や地域における保存・活用の取組を促進する。	○		◎			
	2-3-2 所有者・地域団体等による文化財の保存管理の促進…継続 指定文化財(登録を含む)の所有者等や地域団体等による文化財の保存管理を支援する。 未指定文化財の保存管理について、啓発・情報提供等を行いつつ、所有者・地域団体等による取組を促進する。	◎	◎	◎			
	2-3-3 文化財の収蔵・保管場所の確保…拡充 観光の観点も踏まえた熊野町郷土館の利活用を検討する中で、文化財の収蔵・保管場所の確保に向けた同館の活用及び整備(改修等)に努める。	○	○	◎			
	2-3-4 収蔵・保管文化財の台帳作成(データベース化)…新規 収蔵・保管している文化財の保存管理や活用を効果的かつ円滑に行うため、台帳の作成(データベース化)に取り組む。 この台帳については、文化財のデータベース化(1-3-1)への反映を図る。			◎			

表5-2 「方向性2：未指定を含め文化財を守り生かす」に関する措置一覧

(3/3)

方針	措置	措置の主体等			実施の時期		
		所有	地域	町	前	中	後
(4)文化財の保存・活用のための整備	2-4-1 熊野町郷土館の活用(2-3-3と一体的な取組)…拡充 熊野町郷土館の有効活用に向け、施設・設備の改修及び管理運営の体制の充実を図る。 また、小学生の体験学習の案内・説明を行うとともに、住民の要望を受け、勉強会等に対応する。	○	○	◎			
	2-4-2 指定等文化財の保存に向けた整備(保存修理等)への対応…継続 指定等文化財(登録有形文化財を含む)が毀損した場合、的確・迅速に対応できるよう、保存修理等、復旧の方法・手続きを整理し、体制を確保しておく。	○	○	◎			
	2-4-3 案内板・説明板等の計画的な整備・更新…拡充 これまで設置してきた案内板・説明板等の点検を行い、老朽化しているもの、表示内容の変更が必要なもの等の修繕・更新を計画的に行う。 また、指定文化財だけでなく、未指定文化財も対象として、住民の説明板等に関する要望を把握し、優先順位を検討して新設や修繕等を行う。 説明板等の設置・更新においては、耐久性や景観、視認しやすさ等を考慮しつつ、デザインや表示方法等の共通化・魅力化に努める。	○	○	◎			
	2-4-4 便益施設等の情報提供と施設・設備の充実…拡充 トイレ、休憩の場といった便益施設等に関する情報提供(発信)を行うとともに、施設・設備の修繕や更新等について検討する。	○	○	◎			
	再掲：文化財の収蔵・保管場所の確保(2-3-3)…拡充	○	○	◎			
(5)文化財に関する情報発信・ガイド機能の充実	2-5-1 筆の里工房等におけるガイド機能の充実…拡充 筆の里工房においては、多言語音声案内やICTの活用等によるガイド機能の充実を図る。 その他の公共施設においても、文化財や歴史に関するガイド機能の確保・充実について検討する。	○	○	◎			
	2-5-2 ICT等を生かした情報提供・発信機能の充実…拡充 本町ホームページにおける文化財情報の充実を図るとともに、SNSを活用した文化財の映像(写真、動画)等の発信に取り組む。 外国人観光客の動向を踏まえつつ、多言語化に対応した情報提供・発信を検討する。	○	○	◎			
	2-5-3 文化財等のガイドの養成…新規 関係団体等と連携しながら、本町の文化財や歴史、特色及び案内に関する講座等を通じて、文化財等の案内・解説ができる人材(ガイド)の養成に努める。	○	◎	◎			
	再掲：文化財マップの作成(2-1-2)…新規	○	○	◎			

第3節「方向性3：文化財を災害等から守る」に関する措置

本節では、第4章第2節「3「方向性3：文化財を災害等から守る」に関する課題と方針」で示した方針ごとに措置を設定する。

なお、本節は文化財保護法第183条の3第2項第2号関係「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容」に関する措置である。

表5-3 「方向性3：文化財を災害等から守る」に関する措置一覧

方針	措置	措置の主体等			実施の時期		
		所有	地域	町	前	中	後
(1)文化財の防災対策の強化	3-1-1 文化財の危機管理の仕組みづくり(連絡先・連絡網、文化財レスキュー)…新規 「防火対策ガイドライン」や「広島県文化財防災マニュアル」を踏まえ、災害等が発生したときに文化財を守る連絡網の整備や動産関係の避難等の対応を検討する。 また、状況に応じて文化財防災センターとの連携を図り、文化財の危機管理の仕組みづくりに取り組む。	○	○	◎			
	3-1-2 防災・防犯に関する情報提供・啓発…継続 文化財に関する災害や盗難等の被害事例、対策の方法等を把握・整理し、文化財の所有者をはじめ住民を対象に情報提供・啓発に取り組む。	○	○	◎			
	3-1-3 文化財防火デーにおける防災訓練の実施…継続 常備消防と消防団と連携し、文化財防火デーにおいて、原則として毎年、地区を変更しながら、寺社等において防災訓練を実施する。 防災訓練の実施の情報や結果について、住民等に情報提供・発信を行う。	○	○	◎			
	3-1-4 歴史を通じて災害や防災を学ぶ機会の確保…拡充 歴史に学び災害に強いまちを築いていくため、平成30年7月豪雨を含め、災害の状況や歴史、それらの痕跡(文化財等)を通じて、防災を学ぶ機会を、小中学生(小中学校)から一般まで、年齢・世代等を考慮しながら、確保・充実させる。	○	○	◎			
	再掲：文化財のデータベース化(1-3-1)…新規			◎			
(2)文化財の防犯対策の強化	3-2-1 文化財を含めた防犯に関する学習機会の確保…新規 防災と適宜、連動させながら、文化財の防犯に関する学習機会を確保する。	○	○	◎			
	3-2-2 文化財の点検・パトロール…拡充 定期的及び緊急的な文化財の点検・パトロールを、所有者等や住民・地域団体等及び警察や消防等と連携して行う。	◎	◎	◎			
	再掲：防災・防犯に関する情報提供・啓発(3-1-2)…継続	○	○	◎			

第4節「方向性4：文化財を総合的・一体的に保存・活用する」に関する措置

本節では、第4章第2節「4「方向性4：文化財を総合的・一体的に保存・活用する」に関する課題と方針」で示した方針ごとに措置を設定する。

なお、本節は文化財保護法第183条の3第2項第2号関係「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容」に関する措置である。

表5-4 「方向性4：文化財を総合的・一体的に保存・活用する」に関する措置一覧

方針	措置	措置の主体等			実施の時期		
		所有	地域	町	前	中	後
(1)ストーリーでつなぐ文化財の保存・活用と魅力づくり	4-1-1 関連文化財群の設定・具体化…新規 本計画では次の2つの関連文化財群を設定し、住民・地域団体、関係団体等と連携し、関連文化財群の具体化を目指す。 ・“筆の都”の産業文化と交流の体験 ・自然と里山を学び・楽しむ四季彩のまち・熊野	○	◎	◎			
	4-1-2 関連文化財群等のマップの作成と活用(2-1-2と合わせて検討)…新規 関連文化財群も考慮して、文化財マップの作成に取り組むとともに、その活用を図る。	○	◎	◎			
	4-1-3 関連文化財群を通じた広域的な連携・交流(5-2-4との一体的な取組)…拡充 関連文化財群(“筆の都”の産業文化と交流の体験)の視点や構成文化財の活用も意図しつつ、古来より書斎において大切にされてきた文房四宝「筆、墨、硯、紙」の産地(広島県熊野町・三重県鈴鹿市・宮城県石巻市・鳥取県鳥取市)の地域間交流を充実・活発化させる。 これにより関連文化財群(構成要素)の日本遺産(広域型)のような活用につなげる。	○	◎	◎			
(2)文化財の面的な保存・活用とまちづくり	4-2-1 文化財を生かしたまちづくりの周知と活動促進…継続 平成20年(2008)9月に町条例で定めた「筆の日」(毎年「春分の日」)を周知する。 春分の日を含む1週間を筆の日週間として、町・事業者・住民が連携し、筆に関連した様々なイベントの開催等を通じ、筆の魅力を全国に発信し、筆文化の振興と筆産業の発展に努めるとともに、筆を生かしたまちづくりの気運を高める。 文化財を生かしたまちづくりの事例等を収集・整理し、住民・地域団体等への周知を図る。	○	○	◎			
	4-2-2 文化財を生かしたまちづくりの支援…拡充 筆まつりや坊田かずまの会等の支援を通じ、文化財を生かしたまちづくりを促進する。	○	◎	◎			

第5節「方向性5：文化財をみんなで支え、未来につなぐ」に関する措置

本節では、第4章第2節「5「方向性5：文化財をみんなで支え、未来につなぐ」に関する課題と方針」で示した方針ごとに措置を設定する。

なお、本節は文化財保護法第183条の3第2項第5号関係「[その他文部科学省令で定める事項]…文化財の保存・活用の推進体制」に関する措置である。

表5-5 「方向性5：文化財をみんなで支え、未来につなぐ」に関する措置一覧

方針	措置	措置の主体等			実施の時期		
		所有	地域	町	前	中	後
(1)住民の参加・協働と地域ぐるみの体制づくり	5-1-1 住民調査員による文化財把握調査の仕組み・体制づくり(1-1-1との一体的な取組)…新規 住民調査員による文化財把握調査の実施(1-1-1)を図るため、その仕組み・体制づくり(制度設計)を行う。		○	◎			
	5-1-2 地域ぐるみの体制づくり～官民連携～…新規 住民・地域団体等、町内の関係機関との連携・情報の共有化、及び文化財の保護の意義や可能性などの周知に努め、文化財の保存・活用を地域ぐるみで取り組む機運を醸成し、住民等が参加する体制づくりや具体の活動につなげる。 また、文化財の保存・活用に関して、行政と民間団体が連携しながら取り組んでいくためのパートナーシップづくりについて検討する。⇒第7章第1節「(5)文化財保存活用支援団体について」を参照	○	○	◎			
(2)関係機関・学識経験者等との連携体制の充実	5-2-1 国・県等関係機関との連携…継続 文化財の指定・登録、関連文化財群の具体化、防災対策など、文化財行政を的確に進めるため、国・県、文化財防災センター等関係機関との連携を図る。			◎			
	5-2-2 大学等研究機関との連携…継続 文化財の調査や保存・活用を進めるため、これまでの蓄積、及び新たな分野等も考慮しつつ、広島大学や近畿大学工学部をはじめ大学等研究機関との連携を図る。			◎			
	5-2-3 学識経験者・専門家等との連携…継続 茅葺き民家や古文書、記念物等の調査、文化財の保存・活用のあり方の検討などにおいて、学識経験者・専門家等との連携を図る。 文化財に加え、情報発信・DXやまちづくり、観光振興等に関わる専門家等との連携にも努める。			◎			
	5-2-4 近隣自治体及び「筆」を通じた関係自治体との連携・交流…拡充 広島市、呉市、東広島市、海田町をはじめとした近隣自治体と適宜、情報交換や協議を行い、文化財の調査や保存・活用に取り組む。 文房四宝「筆、墨、硯、紙」の産地(広島県熊野町・三重県鈴鹿市・宮城県石巻市・鳥取県鳥取市)における自治体間の交流・連携を進める。		○	◎			
(3)文化財行政及び庁内連携の体制の充実	5-3-1 文化財行政の体制の充実…継続 本計画の具体化の事務局となる産業観光課において、職員の資質の向上等、体制の充実を図る。 研修機会等を通じて、職員(全体)の地域の歴史や文化財に関する知識の向上等に努める。			◎			
	5-3-2 庁内連携体制の充実…継続 産業観光課が事務局となり、庁内における文化財に関する情報の共有化、複数の部署に係る措置の実施体制の確保など、連携体制を充実させる。			◎			